

障がい児支援

【障がい児相談支援給付】 身 知 精 難

障がい児通所支援の利用に関して、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することができるよう、障がい児の心身の状況や置かれている環境などの事情を踏まえて、通所サービスの利用計画（障がい児支援利用計画等）を作成し、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図ります。

対象となる方：障がい児通所支援を利用するすべての障がい児

対象サービス：障がい児相談支援事業

申請窓口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

利用手続き：障がい児通所給付（障がい児通所支援）を参照

費用負担：無し

※各区保健福祉センターに大阪市内の事業者リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、各区担当者へご確認ください。

【障がい児通所給付（障がい児通所支援）】 身 知 精 難

障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、障がい児の保護者等に対し、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援にかかる給付を行います。

サービスを利用する場合には、お住まいの区の下記窓口で申請手続きを行い、支給決定を受ける必要があります。指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。

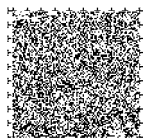
対象となる方：身体・知的・精神障がい児・難病を有する児童

対象サービス：5種類（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援）

申請窓口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

利用手続き：① 支給申請 → ② サービスの利用意向調査 → ③ 指定相談支援事業者による利用計画（案）の作成 → ④ 支給決定 → ⑤ 指定相談支援事業者による利用計画の作成 → ⑥ サービス利用 → ⑦ モニタリングの実施 の流れになります。

費用負担：一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担）が必要となりますが、月額負担上限額の設定や軽減措置が設けられています。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する費用が発生する場合があります。

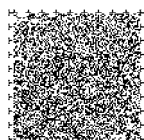


○障がい児通所支援

種別	対象者	内容
児童発達支援	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童、または難病を有する児童	障がい児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 ※上記のほか、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、中核的な療育支援施設のことを「福祉型・児童発達支援センター」といいます。
医療型児童発達支援	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童、または難病を有する児童	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。 ※上記のほか、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、中核的な療育支援施設のことを「医療型・児童発達支援センター」といいます。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児	就学中の障がい児に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児	保育所等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

※いずれも手帳の有無は問わず、こども相談センター、医師等により療育の必要性が認められた児童
※各区保健福祉センターに大阪市内の事業者リストがありますので、サービス利用をご希望の場合も対象となります。

は、各区担当者へご確認ください。



【障がい児入所給付（障がい児入所支援）】 身 知 精 難

障がいの重複化等を踏まえ、複数の障がいに対応できるよう、障がい児の保護者等に対し、福祉型・医療型障がい児入所支援にかかる給付を行います。

サービスを利用する場合には、こども相談センターで相談していただいたうえで、お住まいの区で支給決定を受ける必要があり、指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。

対象となる方：身体・知的・精神障がい児・難病を有する児童

対象サービス：2種類（福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設）

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

利用手続き：① 支給申請 →② サービスの利用意向調査・入所調整等 → ③ 支給決定 →④ サービス利用 の流れになります。

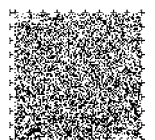
費用負担：一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担）が必要となりますが、月額負担上限額の設定や軽減措置が設けられています。また、利用施設が別途徴収する費用が発生する場合があります。

○障がい児入所支援

種別	対象者	内容
福祉型障がい児入所施設	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童又は難病を有する児童	入所している障がい児に対し、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障がい児入所施設		入所している肢体不自由のある児童又は、知的障がいと肢体不自由が重複している児童に対し治療を行います。

※いずれも手帳の有無は問わず、こども相談センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

※各区保健福祉センターに大阪市内の事業者リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、各区担当者へご確認ください。



（障がい児支援にかかる利用者負担）

サービスの利用に応じて、一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱水費等の実費負担）が必要となります。ただし、負担が重くならないように、月額負担上限額の設定など所得や収入に応じたさまざまな負担軽減措置が設けられています。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する費用が発生する場合があります。負担軽減措置を受ける場合は申請が必要です。サービス利用の申請時にあわせて申請してください。

○障がい児支援にかかる月額負担上限額

上限区分	説明	月額負担上限額		
		福祉部分		医療部分
		通所	入所 (20歳未満)	
生活保護	生活保護世帯の場合	0円	0円	0円
低所得1	市民税非課税世帯であり、保護者（18歳以上の場合は本人）の収入が年額80万円以下の場合	0円	0円	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯であり、低所得1に該当しない場合	0円	0円	24,600円
一般	市民税課税世帯であり、所得割額が28万円未満である場合	4,600円	9,300円	40,200円
	市民税課税世帯であり、所得割額が28万円以上である場合	37,200円	37,200円	

* 月額負担上限額の設定以外にもさまざまな負担軽減措置があります。

* 次のような場合は、通所給付費にかかる利用者負担額が軽減されます。

【世帯の市民税所得割合算額が77,101円以上の場合】

就学前のお子さんが複数おられるご家庭で、複数のお子さんが障がい児通所支援・保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を利用されており、2人目以降のお子さんが障がい児通所支援を利用している場合。

【世帯の市民税所得割合算額が77,100円以下の場合】

保護者と生計を同一にするお子さんが複数おられるご家庭で、2人目以降のお子さん（就学前）が障がい児通所支援を利用している場合。

詳しくは各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）へお問い合わせください。

